

○宮崎大学教育学部・教育学研究科運営会議規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和 2 年 3 月 20 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学教育学部及び大学院教育学研究科（以下「本学部・研究科」という。）に、本学部・研究科の円滑な運営を図るため、宮崎大学教育学部・教育学研究科運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 運営会議は、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 各種計画の実施状況の点検
- (2) 本学部・研究科内外から提起される各種要望への対応
- (3) 本学部・研究科の将来構想
- (4) 本学部・研究科の人事
- (5) 本学部・研究科の予算
- (6) その他本学部・研究科運営上必要な事項

(組織)

第 3 条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 教育学研究科専門職学位課程統括長
- (3) 副学部長（研究担当）
- (4) 副学部長（評価担当）
- (5) 副学部長（教務担当）
- (6) 附属学校園統括長
- (7) 附属教育協働開発センター長
- (8) 評議員
- (9) 事務長

(委員以外の者の出席)

第 4 条 運営会議は必要のあるとき委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 5 条 運営会議の事務は、学部事務部総務係において処理する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。